

<見積根拠資料の作成方法> (記載例を併せてご参照下さい)

閲覧いただく仕様書は、「工事区分」「工種」「種別」の別に記載されています。

「予定価格等の事前公表」を行う入札には、「見積根拠資料」を提出する必要があります。

「見積根拠資料」の作成においては、「工事区分」をレベル1、「工種」をレベル2、「種別」をレベル3と
いった具合にそれぞれ区分しています。

見積根拠資料に記載が必要な工種等

- ・「工事区分」、「工種」及び「種別」(レベル1からレベル3)で作成

『設計(橋梁点検費)』を例として以下に示します。

【閲覧用仕様書の「設計内訳書」(部分)】

工事名					事業区分		
工事区分・工種・種別			単位	数量	単価	金額	摘 要
橋梁点検費			式	1	閲覧用仕様書にはこの欄には記載がありません		レベル1
橋梁点検費			式	1			レベル2
橋梁点検費			式	1			レベル3
直接経費			式	1			レベル1
印刷製本費			式	1			レベル2
印刷製本費			式	1			レベル3
直接業務費			式	1			
技術経費			式	1			
諸経費			式	1			
間接業務費			式	1			
業務価格			式	1			
消費税相当額			式	1			
事業費			式	1			

：見積根拠資料(委託業務費内訳書)の「工事区分・工種・種別」の欄には上の表の「レベル1」、「レベル2」及び「レベル3」の工種等をすべて記載してください。

：見積根拠資料(委託業務費内訳書)の「工事区分・工種・種別」欄に記載されている工事区分(レベル1)の見積金額が、その工事区分に含まれる各工種(レベル2)見積金額の合計と一致していることを確認して下さい(一致していなければ失格となります。)

：見積根拠資料(委託業務費内訳書)の「工事区分・工種・種別」欄に記載されている工種(レベル2)の見積金額が、その工事区分に含まれる各種別(レベル3)の見積金額の合計と一致していることを確認して下さい(一致していなければ失格となります。)

：見積根拠資料(委託業務費内訳書)の「入札書又は見積書記載金額」欄に記載される金額が「入札書」に記載される額と一致していることを確認して下さい(一致していなければ失格となります)。

：全ての工種等が1枚の様式に記載できない場合には、2枚の様式を利用して記載してください。